

## 2022（令和4）年度 大阪府 政策・制度予算要請（案）

〔(★) 重点項目〕

### 1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策【7項目】

#### (1) 就労支援施策の強化について

<継続>

#### ① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

#### 【回答】（産業振興課）

本町が行う福祉サービスと連携するとともに、国、大阪府労働局等の関係機関と連携し、就職氷河期世代の実態把握やニーズに沿った支援に努めて参ります。また、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発の強化に努めて参ります。

<継続>

#### ② 地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。

#### 【回答】産業振興課

現在、就職困難層に対する支援については、本町就労支援センターを設置し、就労支援コーディネーターによる相談を行うと同時に就職困難者等支援策として、資格取得に取り組む方への補助や、ハローワークと連携し出張就労支援セミナーを開催しております。なお、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会にも参画し、情報収集等にも努めております。

また、「地域労働ネットワーク」を活用し、他市町の事例等を情報収集するとともに、これまでの相談事例やオンライン提供によるハローワークの求人情報を基に、総合的な視点できめ細やかな支援を引き続き行って参ります。

<継続>

#### ② 障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。

また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。

**【回答】障がい福祉課**

障がい者の雇用支援につきましては、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスとして、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や、新たに雇用された障がい者の方が継続して就労できるように相談や助言を行う「就労定着支援」を必要な方に支給しているところです。

また、障がい者の就労支援と職場定着のため、障がい者の方からの就業に関する相談や、障がいの特性を踏まえた雇用環境の整備についてを事業所へ助言を行っている泉州南就業・生活支援センターやハローワークと引き続き連携を行ってまいります。

<継続>

**(2) 男女共同参画社会の推進に向けて**

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、町庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、町民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

**【回答】人権・女性活躍推進課**

本町では、国や大阪府の動向を注視しながら、男女共同参画条例に基づき策定した「熊取町第2次男女共同参画プラン」に沿って、各種施策を実施しております。当プランにつきましては、令和4年度末までの計画となっており、現在は、次期プラン策定に向け準備を進めているところです。策定にあたっては、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」等に盛り込まれた各種施策と、当町の実態を照らし合わせながら、より効果的な施策が実施できるよう努めて参ります。

また、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」の周知・啓発についても、ホームページ等による啓発を実施してまいります。

**(3) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について**

<継続>

**① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について**

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。

**【回答】産業振興課**

各種労働法制の周知については、国、大阪府労働局等関係機関と連携と図りながら、広報紙、ホームページ等により啓発に努めて参ります。

<継続>

**② 外国人労働者が安心して働くための環境整備について**

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を

身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施する NPO・NGO などと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。

加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

**【回答】産業振興課・健康・いきいき高齢課**

外国人労働者を取り巻く職場体制の充実については、関係機関と連携し、検討して参ります。

新型コロナウイルス感染症の情報に関するお困りごとを抱える外国人の方から情報提供を求められた場合は、国や大阪府、その他関係機関より提供される支援情報を活用し対応しています。

<継続>

**(4) 治療と職業生活の両立に向けて**

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く町民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

**【回答】産業振興課**

関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策について、周知に務めます。新たな働き方にも対応した両立支援についても、先行団体の事例や国の動向など情報収集に努めて参ります。

**2. 経済・産業・中小企業施策【8項目】**

**(1) 中小企業・地場産業の支援について**

<継続>

**① ものづくり産業の育成強化について 住民部**

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

**【回答】産業振興課**

本町では、零細企業が圧倒的多数であり、技術力や商品企画力、新製品開発力の強化など多くの課題を抱えています。このような中で、技術を有効に活用できる人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係機関との連携を図って参りたいと考えます。

また、産業活性化基金を活用し、中小企業者に対して継続した支援を行うことで、ものづくり産業の維持・強化に努めます。

<継続>

**② 若者の技能五輪への挑戦支援について**

中高生からものづくりに関心を持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若

者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

**【回答】産業振興課**

技術を有効に活用できる若手人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係機関との連携を図って参りたいと考えます。

また、産業活性化基金を活用した支援メニューにより、中小企業者への支援を行うと同時に、若者に対する支援施策や各種セミナーなどの情報についてホームページを充実し、広報、啓発チラシ等によりPRして参ります。

<継続>

**③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について 住民部**

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安9る中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

**【回答】産業振興課**

セーフティネットの認定を適切に実行するとともに、中小企業者等の円滑な資金調達に係る融資の信用保証料に対する補助については、産業活性化基金を活用し、町制度融資及び大阪府制度融資における信用保証料の補助を引き続き行うほか、マル経融資への利子補給を行います。

<継続>

**④ 事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて**

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

**【回答】産業振興課**

本町と商工会が共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、商工会主催のBCP策定セミナーを支援するなど、中小企業者への支援を行っているところです。なお、上記計画には感染症に係る項目の記載はないものの、BCP策定セミナーは感染症に係る内容を盛り込んだものとしております。また、同セミナーや「商工会だより」において、大阪府が発行している「超簡易版BCP『これだけは！』シート」を紹介するなど、「BCP策定大阪府スタイル」の啓発活動にも取り組んでおります。

<継続>

**(2) 取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて (★)**

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行な

ど、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

**【回答】産業振興課**

下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底や、下請法違反等の行為については、広報紙をはじめ、各種媒体を通じた啓発活動を検討して参ります。

<継続>

**(3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について**

公契約において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

**【回答】総務課**

総合評価入札制度については、そのメリットについて業種や規模等における検討を行っているところであり、本町での導入の可能性などについて、今後も庁内関係部局との連携を図りつつ、引き続き検討を深めてまいります。

また、公契約条例については、目的から第一義的には国全体の政策として捉えられるべきものであるとの認識から、今後も、国・府や府下自治体等の動向を注視していく考えです。

<継続>

**(4) 「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けて**

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けた環境整備を進めるとともに、条例において地域における労働団体の役割・責任を明確にすること。

**【回答】産業振興課**

条例の制定にあたっては、商工会等関係機関との意思の統一を図るとともに、本町産業振興ビジョンとも照らし合わせながら、条例化の必要性も含めて、他市町村の動向を引き続き注視しつつ、研究して参ります。

<継続>

**(5) 地域活性化に向けたふるさと納税の活用について**

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、用途の分野については、町の地域活性化に資する運用となるよう、適切な制度活用を促進すること。

**【回答】企画経営課**

クラウドファンディング型のふるさと納税制度の実施、新規ポータルサイトの追加、返礼品の追加を行うなど、引き続き「くまとりふるさと応援寄附事業」を拡充し、自主財源の確保に取り組んでまいります。

また、ふるさと納税の活用については、寄附者による用途指定があるものについては寄附者の意思を尊重する一方、用途指定がないものについてはご指摘の地域活性化に資する

取組を含めて住民ニーズをしっかりと踏まえた上で、予算確保に向けた他の財源の有無なども考慮しつつ、優先順位をつけ取り組んでまいります。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策【14項目】

<継続>

#### (1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、町が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画 2021」の推進へ向け広く町民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

#### 【回答】介護保険課

本町では、3年に1度「いきいきくまとり高齢者計画 2021（熊取町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」を策定し、地域包括ケアシステムの進化、推進に取り組んでいます。

計画の策定にあたっては、住民代表、学識経験者及び福祉関係者等で構成される「高齢者保健福祉推進委員会」などからご意見をいただき、計画に反映する仕組みとなっています。

また、本町の計画策定内容については、「大阪府高齢者計画 2021」との整合性を図っており、策定時には広報・ホームページを通じて広く住民の皆さまへ発信をしております。

<継続>

#### (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

町民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA 世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け町としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を町民により広くPRする取り組みを行うこと。

#### 【回答】健康・いきいき高齢課

「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、健活おおさか推進府民会議への参画をはじめ、熊取ふれあいセンターでのアスマイル専用リーダーの設置、ポスター掲示や広報、ホームページへの掲載、さらに国民健康保険証発行時のチラシ同時配付や各種健康づくりイベントでの周知活動を行うなどPRに取り組んでおります。

また、本町独自の取り組みとして、平成28年度より実施している「熊取ぴんぴん元気！ポイントアップ事業」や平成30年度より国民健康保険被保険者対象に実施している特定健診受診勧奨事業「めざせ！がちり健幸」を通じて住民が主体的に健康づくりに取り組む機運の醸成に努めています。

#### (3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

### ① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

#### 【回答】健康・いきいき高齢課

本町では町立病院はございませんが、新たな医療人材の確保に向け、医療介護連携を推進し、専門職を対象とした研修の開催や、脳卒中予防対策、がん予防対策などについても医療関係者と共に協議しています。また、医師会の会員が地域保健医療福祉等に関する医療技術の向上や行政に協力している事業の情報交換等、地域保健医療を円滑に推進するための研究、研修等を行うための支援を行っています。

今後も泉佐野泉南医師会をはじめ関係機関と共に研修機会の拡充に努めてまいります。

<継続>

### ② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

#### 【回答】子育て支援課・健康・いきいき高齢課

泉州地域での周産期医療体制の構造の取り組みとして、りんくう総合医療センター（産科・小児科全般（分娩・帝王切開、新生児集中治療室など））及び市立貝塚病院婦人科医療センター（妊娠外来のみ、婦人科全般（手術含む））で役割分担し、また、産婦人科医師の安定的確保と安心安全な分娩や手術の提供の提供を行うため2つの病院で1センターとしている「泉州広域母子医療センター」の運営経費の一部を、引き続き貝塚市以南の4市3町で負担し、効率的な医療の提供に取り組めます。

また、泉州医療圏における二次救急医療機関に対し、運営経費の一部を、引き続き高石市以南8市4町で負担することにより円滑な救急医療対策の確保に努めます。

### (4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて（★）

<継続>

#### ① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対

する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向けて見守りシステムなどの IT 導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

**【回答】介護保険課**

今後、一層の高齢化の進展に伴い、介護分野における人材確保が重要となっており、介護職員の離職防止・定着促進のためには、介護職の処遇改善が必要不可欠です。

その1つとして処遇改善に係る報酬改定が継続的に実施されているところですが、介護事業所においてもそれを活用し、それが介護職員へ適正に還元できているかなどを大阪府と連携しながら指導等を行っているところです。

また、平成27年度より大阪府を中心に泉南地域の市町及び社会福祉協議会等で構成する泉南地域介護人材確保連絡会に参画し、就職フェアや人材確保・定着等のイベントを通して、介護職の魅力を発信し、多機関と連携しながら、人材確保に努めています。

加えて、大阪府の介護ロボット導入活用支援事業やICT導入支援事業等についても、引き続き関係事業所に広く周知し、活用の促進に努めていきます。

<継続>

**② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について**

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

**【回答】介護保険課**

地域包括支援センターが地域の高齢者等のニーズに即した機能を発揮し、適切な運営が実施できるよう、その状況等について「地域包括支援センター運営部会」において、事業運営についての評価を行ないながら、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいるところです。

また、介護に従事する家族への相談支援を行なうとともに、関係機関と連携しながら、ヤングケアラーの状況を把握し、地域における適切なサービス、制度の利用につなげる等の支援を行っています。

こういった地域包括支援センターの持つ役割について、地域住民に認識してもらえよう、広報紙やホームページだけでなく、地域の医療機関や薬局への戸別訪問など積極的に広報活動を行っていきます。

**(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)**

<継続>

**① 待機児童の早期解消に向けて**

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

**【回答】保育課**

本町では、従来より「子ども・子育て支援計画」に基づき、適正な保育の供給を図るべく、計画的な施設整備を行っております。また、単に需要への対応だけでなく、地域における子育て支援の拠点として、安全で良好な保育環境を維持するべく、令和4年度は、町立東保育所の大規模修繕工事を行い全町立保育所の大規模修繕を完了する予定です。

本町では、年度当初での待機児童は発生しておりませんが、今後も、多様化する、またはコロナ禍により流動的な保育ニーズの把握に努め、幼保無償化に伴う保育需要の動向にも注視しながら、国・府などの補助制度の活用も視野に入れ、引き続き待機児童が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、本町は、認可保育所等の整備、充実をもって適正な保育の供給を図ることを目標としているところですので、現時点においては、事業所内保育、家庭的保育、小規模保育の整備等については計画しておりませんが、今後の保育ニーズの変化等により必要性を検証したうえで柔軟に対応してまいりたいと考えております。加えて、大阪府への待機児童の減少へ向けた必要な取り組み支援の要請については、待機児童の状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

障がいのある児童の受入については、町立・民間問わず配慮が必要な児童に応じて必要な加配保育士が配置できるように、民間園に対し人件費を補助する制度を運用するなど、どの保育所等においても、集団の中で、その子どもが自分らしく生活し成長できる保育環境が確保できるよう取り組んでおります。また、兄弟姉妹の同一保育施設への入所についても、子どもの個別の状況や家庭の環境等の様々な事由を含め、入所調整を行っております。

<継続>

**② 保育士等の確保と処遇改善に向けて**

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

**【回答】保育課**

本町におきましては、町立保育所で、計画的な正規職員の雇用や再任用職員の配置を行っております。また、会計年度任用職員制度に則った任用、近隣自治体との比較に基づき、適宜、待遇改善を図るなど、良好な労働条件が築けるよう努めているところです。会計年度任用職員については、特に長時間勤務が可能な人材の確保が困難な状況であることから、勤務時間数や勤務日数について、出来るだけ希望に沿えるよう柔軟に運用すべく保育現場や人事部局とも調整を行うとともに、保育配置基準を下回らない範囲で、保育士

資格のない方を補助員として適宜任用するなど、保育士がより働きやすい職場環境づくりに努めているところです。

また、コロナ禍による制約が多い中でも工夫により園内研修や派遣研修を行うなど、保育士の質の維持・向上にも努めながら、良質な保育環境の確保に向けて取り組んでいるところです。

一方、民間保育所等につきましては、施設型給付費における保育士等の処遇改善等加算に関する情報提供を行うとともに、活用についても積極的に促し、要件を満たす保育所等に対して適切に加算を行っているところです。また、障がい等により配慮が必要な児童に対して必要な加配保育士を配置する際、人件費を補助するなど、保育士等の処遇改善に努めております。

さらに、保育士等確保対策に係る取り組みとして、ハローワークとの連携により、町立保育所と民間保育所等の合同就職相談会を実施するなど、保育士等の雇用創出機会の拡大に努めています。

また、本町の放課後児童健全育成事業につきましては、指定管理者制度を導入し学童保育所を運営しており、育成支援の内容及び放課後児童支援の質の確保及び向上のため、児童のカンファレンスの実施や研修等について計画的に実施しているところです。

なお、放課後児童支援員については、学童保育所の運営者が各クラブに常勤職員を配置するとともに、経験年数に応じて処遇改善を行っていることから、現在のところ、「キャリアアップ事業」までは取り組んでおりません。

<継続>

### ③ 地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

#### 【回答】保育課

本町の病児保育事業については、現在、民間保育所等4か所、町立保育所4か所において体調不良児対応型を実施しているところです。

また、病児対応型・病後児対応型につきましては、令和3年1月25日より貝塚市との広域利用により実施していますが、施設の利用は直前になることが多く、状況によっては貝塚市分との利用調整も必要になる可能性もあることから、運営面からもシステムの整備は困難と考えております。

また、延長保育、休日保育につきましては、既に民間保育所等とも連携して一定の条件で実施しており、現状では充足しているものと考えているところですが、今後も保育ニーズの把握に努めながら、午後8時以降の夜間保育の必要性も含めて調査研究をしてまいります。

なお、現在実施しております各サービスにつきましては、施設型給付費負担金、子ども・子育て支援交付金を活用し、保育事業者に保育士や看護師の配置にかかる経費等必要な助成を行うことにより、保育事業者や保護者の負担軽減を図っているところです。

<継続>

#### ④ 企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等町による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

##### 【回答】保育課

本町では、現在のところ企業主導型保育施設は存在しませんが、今後整備等の動きがあった場合は、事業者、大阪府と情報を共有し、保護者の意見を聞きながら、町として適切な助言、情報発信を行うなど保育の質の確保に努めたいと考えております。また、企業主導型保育事業のあり方についても、本町が地域の保育の質を確保する責任において、必要に応じ国に対して要望、提言をしてまいりたいと考えております。

<継続>

#### ⑤ 子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け町における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

##### 【回答】子育て支援課

子どもの貧困対策につきましては「第2期熊取町子ども・子育て支援計画」に貧困対策の視点も盛り込み、事業を推進しているところです。

また、平成29年4月から運営されている「こどもレストラン」の活動に対して「住民提案協働事業」に則り「団体提案型」の事業として補助金を交付しておりましたが、令和4年度からは「行政テーマ型」とし、地域にとって必要な事業と位置づけながら、実施団体と本町とが各々の役割のもと互いに連携を図り、子ども達の居場所づくりに取り組んでおります。

併せて、令和4年度から新たな団体が実施する子ども食堂に対して、「団体提案型」事業として補助金を交付することを予定しており、地域の子どもの関する活動が充実するとともに、本町の支援も強化したところでございます。

この他、学校現場と福祉部局との連携においては、「子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」等の仕組みの中で、関係機関が連携し子どもと家庭を見守る中で、定例的にスクールソーシャルワーカーと子育て支援課児童相談員が会議を持ち、緊密に連携しながら対応をしているところでございます。

<継続>

#### ⑥ 子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、町民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施

している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

#### 【回答】子育て支援課

現在の子育て支援課の相談体制といたしましては、平成28年8月、「子育て世代包括支援センター（通称：すくすくステーション）」を開設、平成30年4月には、「子ども家庭総合支援拠点」を開設し、保健師を中心とした乳幼児期における支援と、社会福祉士をはじめとする児童相談業務に従事する相談員が同じ課で連携をとりながら訪問や面接を行うなど、妊娠期から子育て期のあらゆる相談に一体的に対応できる組織となっております。子ども家庭総合支援拠点には、国から推奨されているスーパーバイザーを平成23年度から配置していることに加え、令和3年度に社会福祉士を正職員配置するなど、相談体制の充実を図ってきています。

また、研修体制においては、市町村が設置・運営する「子ども相談ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」事務局に配置される相談員に研修が義務づけられたこともあり、子育て支援課の専門職が順次研修を受講し、相談対応の強化を図っているところでございます。

児童虐待防止対策については、11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、コロナ禍の中、熊取駅での啓発や施設へののぼりの掲揚、また、『オール大阪』の一斉取組みに参画し、町長がオレンジジャンパーを着用して公務を行うなどの啓発に取り組みました。

この他学校や保育所等の関係機関との連携においては、関係機関への巡回訪問と併せ、令和元年度からモニタリングシートを導入し、書面でやりとりをして、早期発見や支援につなげるよう見守り体制の充実を図りました。

今後も行政だけでなく、様々な団体の協力を得ながら児童虐待防止や早期発見、相談体制を維持することと併せて、専門相談や巡回相談、保育所や学校・相談機関が一体となった子ども家庭相談を実施し、児童虐待防止施策を推進してまいります。

<継続>

#### ⑦ 小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子どもの救急医療体制を整えること。

#### 【回答】健康・いきいき高齢課

平成12年度より、「泉州医療圏二次救急医療対策事業に関する覚書」を高石市以南8市4町で締結し、泉州圏域の二次救急医療（休日診療所からの後送、消防隊からの救急搬送、小児の夜間休日救急）を受け入れていただける医療機関に対して係る費用の一部を8市4町が負担し、地域の救急体制の確保に努めています。

<新規>

#### (6) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

**【回答】健康・いきいき高齢課**

Web 上でメンタルチェックシステム「こころの体温計」を運用することにより、住民が 24 時間、365 日利用することができ、チェック内容も「本人」、「家族」、「子育て中の母親」、「ストレス対処」、「アルコール」とそれぞれの悩みに合ったものを選択でき、システム利用後は、チェック結果とともに相談窓口の案内を行っています。  
また、町内大学、町立小中学校、乳幼児健診、妊婦健診等で、啓発チラシを配布することにより、上記「こころの体温計」や各種相談窓口の案内を実施しています。

#### 4. 教育・人権・行財政改革施策【8 項目】

< 継続 >

##### (1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21 年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早期に配置すること。

**【回答】学校教育課**

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、現在小学 1・2 年生においては 35 人、小学 3 年生から中学 3 年生までは、40 人を標準とすることが定められています。令和 4 年度以降、小学 3 年生から 6 年生まで、順次 35 人学級編成へと移行していくこととなっております。今後も指導方法の工夫改善の加配も活用しながら、子どもたちの生きる力を育むために、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな指導を行うなど教育の質の向上をはかってまいりたいと考えております。

教職員の長時間労働については、タイムカードを活用し、各学校において教職員全員の勤務時間数を把握するとともに、月ごとの各個人の結果を熊取町教育委員会に報告してもらい状況を把握しております。また、各小中学校の電話機を留守番機能やナンバーディスプレイ付機能のある機器へ更新するとともに、各校に対して一斉退校日を設定するよう助言するなど、長時間労働解消に努めております。

欠員対策については、児童生徒の学びの保障の観点からも、代替者の確保のための事前任用の拡充を府に要望して参ります。

また、現在、小学校 5 校に 5 名のスクールソーシャルワーカー、中学校 3 校に 3 名のスクールカウンセラーを配置しております。今後も子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、引き続き学校体制を充実させるとともに、必要に応じて他機関と連携しながら対応してまいります。

現在の課題に対応できるよう、国や府の動向に注視するとともに、他市町とも情報交換を密にしながら、実効性のある対策を行いたいと考えております。

< 継続 >

## (2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに町独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

### 【回答】学校教育課

国内において、近年の厳しい経済情勢下やコロナ禍による家計の急変などにより、奨学金の希望者が年々増加していること、奨学金制度を活用している者及び返済困難な者が増加してきている現状については、認識しています。

家庭の経済状況により進学を諦めることのないよう、奨学金制度の情報を提供していくとともに、安心して勉学に励めるよう、また返済に追われることなく健康で文化的な生活を送れるよう、要望活動等を行ってまいります。

## (3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

### ① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

### 【回答】人権・女性活躍推進課

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチは決して許される行為ではありません。

本町では、町ホームページおよび町広報誌において、令和元年11月に施行された「大阪府人種または民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の周知をはじめとした、さまざまな啓発に取り組んでいるところです。

また、インターネット上における人権侵害の実態を調査するモニタリング活動については、令和3年1月および7月に試験的に実施したところです。

今後も、未だ、全国で発生しているヘイトスピーチの事例等やモニタリング活動などの研究をおこなってまいります。

<継続>

### ② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・町民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本町においても条例設置をめざすこと。

### 【回答】人権・女性活躍推進課

本町では、令和3年度には、人権啓発紙「しあわせへの道」で、セクシュアル・マイノ

リティについて広く周知を行ったほか、企業向け研修として、泉佐野・熊取・田尻 事業所人権連絡会による研修会の実施や、町職員対象の研修を実施するなど、性的マイノリティに対する理解促進に努めております。今後も継続して、理解促進に努めてまいります。

また、令和2年1月から「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されたことを受け、町営住宅入居者募集時において、入居希望している同性カップルが大阪府または府内自治体によって互いにパートナー関係であると証明されていることが確認できた場合、申し込み可能としております。引き続き、大阪府と連携しながら多様な性が尊重される社会の実現を目指し、理解促進への取り組みを行うとともに、先進自治体の取り組み等についても情報収集に努めてまいります。

<継続>

### ③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

\_\_いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について町民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

#### 【回答】人権・女性活躍推進課

企業の公正採用に向けた啓発については、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会の会員事業所へ配布している連絡会ニュースにおいて、公平な採用選考に関する記事を掲載し周知をおこなうなど、継続して啓発をおこなっているところです。

また、部落差別解消法の周知については、町広報誌に記事を掲載する等により、広く周知に努めております。

今後も、部落差別をはじめとする、あらゆる差別の撤廃に向け、関係機関と連携しながら啓発を行ってまいります。

※公正採用選考人権啓発推進員は、国・府連携で推進している制度ですので、拡充について回答していません。

<新規>

### (4) 財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、町の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

#### 【回答】財政課

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、本町におきましても、厳しい財政状況下にありますが、なんとか財源を確保し、町独自の「緊急経済・生活支援」として、地域振興券事業や小中学校給食費無償化などに取り組んだほか、町内にある大学との連携による「PCR検査（熊取モデル）」などを実施するなど新型コロナ対策には適切に取り組んでまいりました。

引き続き、安定的に住民生活・地域経済を支援していくためには、交付金等の財政支援は不可欠なものでありますので、今後におきましても、国の動向等に注視しつつ、必要な支援について大阪府などに対して要望してまいります。

また、財政状況につきましては、わかりやすい情報開示を心掛け、「財政状況の見える化」により広く公表を行うとともに、安定的かつ持続可能な行財政運営を行うため、第3次行財政構造改革プランに基づき、行財政改革における不断の取組を進めてまいります。

<新規>

#### (5) 行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

##### **【回答】 情報政策課**

住民票や印鑑登録証明書又は課税証明書など主な証明書の交付において、窓口で手数料を支払う際のキャッシュレス化に向けた整備を行います。

また、「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」において、特に利便性向上に資する手続きとされた、子育て・介護関連手続きについて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能とするよう、実施に向けた取り組みを行うなど、手続きの簡素化や迅速化を目指すとともに、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向け、町内在住のシニアの方を対象としたスマホ教室やパソコン教室を引き続き実施します。

行政が主催する会議体についてのオンラインによる参加を可能とする体制整備に関しては、WEB 会議システムを整備済みであり、今後さらなる活用を行うため利用促進に努めます。

<継続>

#### (6) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

##### **【回答】 総務課**

平成31年度統一地方選に係る全国的なアンケート調査（明るい選挙推進協会発行 第19回統一地方選挙全国意識調査）の結果によると、若年世代の投票参加率が低く、また投票を棄権する理由については、投票環境の整備より、選挙に関する関心度の低さに起因するものが多数を占めている状況であることから、本町選挙管理委員会としては、今後の投票率の向上に向けて、投票環境の整備ではなく、若年世代をターゲットにした、選挙に関する関心度の向上施策に取り組む予定としています。

また、記号式投票については、地方公共団体議会の議員又は長の選挙にのみ認められたものでありますが、衆議院議員選挙や参議院議員選挙と投票方法が異なること、また記号式投票への変更を実施したとしても、期日前投票及び不在者投票は自書式投票のままとなり、混乱を招くおそれがあること等の理由により自書式投票から変更の予定はありません。

不在者投票に係る投票用紙等のオンライン請求については、本町における不在者投票の利用者が少ないこと等から、現在のところ実施する予定はありません。

## 5. 環境・食料・消費者施策【6項目】

<継続>

### (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、町民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

#### 【回答】環境課

食品ロス削減における本町の取組みについては、第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）や令和2年5月策定の熊取町エコプロジェクトに基づき、以下の啓発活動を積極的に実施しています。

～取組み内容について～

#### ①【平成30年度～】

・「毎週月曜日は“食べマンデー”」をキャッチコピーとして、広報やホームページへの啓発記事掲載、町内小中学校や公共施設への啓発ポスター掲示、環境フェスティバルでの啓発パネルの展示や本部テントでのチラシ配布によるPRの実施など積極的に推進しています。

#### ②【令和2年度】

・食品ロス削減に関するアンケートを実施し、本町の住民の方が捨てがちな食材を把握したうえで、その食材を利用した熊取町オリジナルの「冷蔵庫スッキリ！レシピ」を熊取町食生活改善推進協議会の協力のもと作成しており、令和3年3月号広報、ホームページ等で公開している。

#### ③【令和2年度】

・町内飲食店への取組みとして食品ロス削減協力店舗に配布用の「mottECO」ステッカー（環境省作成のロゴを活用）を作成した。

#### 【令和3年度】

・食べ残しの持ち帰りや小盛り対応等取組みに協力可能な飲食店を登録する制度を創設し、登録飲食店に「mottECO」ステッカーを配布した。

・町制70周年記念事業で作成した町内飲食店掲載冊子「ぱど」に、飲食店での食べきり持ち帰りの啓發文とともに持ち帰りが可能な飲食店の目印として「mottECO」ステッカーを掲載し、飲食店への協力依頼と住民への啓発、周知を効果的に実施した。

④【令和2年度】

・令和3年2月に環境省による食品ロス実態調査支援事業を活用し、食品残渣分析調査を実施済みである。これにより明らかになった本町における一般家庭から排出される可燃ごみの食品ロス割合などの調査結果をホームページに掲載した。

【令和3年度】

・上記調査時に撮影した、まだ食べられるのに捨てられている農作物や食品残渣の実態写真を用いたポスターを各公共施設や各小中学校で掲示し、周知啓発を行った。以上、食品ロス削減の啓発に努めているところであり、今後においても、あらゆる機会を通して、継続して啓発に努める。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答】環境課

本町では、「熊取町エコプロジェクト」に基づき、令和2年10月より町内公共施設に食品回収（フードドライブ）窓口を常設しており、この活動で回収した食品を町内の子ども食堂やフードバンクOSAKAへ提供しているところです。

今後においても、「食品ロス削減推進法」の理念を念頭に、フードバンクOSAKAと連携体制を維持しながら、町内イベントや広報、ホームページなどを通じて普及啓発等に努めていきます。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、町独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】産業振興課

本町の消費生活センターは消費者被害の未然防止を目的として設置されておりますが、消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅の推進については、消費者教育の充実の一環として検討して参ります。

また、町独自の判断基準の策定については、他市町村の状況も確認し、研究して参ります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生

しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

**【回答】危機管理課**

住民の方や泉佐野警察署などからの不審電話の発生、特殊詐欺事案の多発等に関する連絡に応じ、熊取町安全パトロール隊によるパトロールにあわせて、詐欺の手口や不審電話の対応など、車載スピーカーによる音声広報を行い、啓発に努めております。

さらに、防災行政無線により、住民に対して特殊詐欺事案の発生による注意喚起を行っており、加えて、町広報紙への啓発記事の掲載や回覧板により、新たな手口も踏まえた注意喚起、チラシの配布などを行っております。

今後も、泉佐野警察署等と緊密な連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

<新規>

**(5)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について**

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、町民・事業者への周知を行うこと。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

**【回答】環境課**

本町においては、既に令和2年5月25日付け「熊取町気候非常事態宣言」の中で、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組む」ことを表明している。

今年度については、大阪府が取り組む項目について、大阪府と連携し、以下の取組みについて住民及び事業所に向けたホームページ掲載や各公共施設窓口でのチラシの配架など周知、啓発に取り組んできました。

- ① 「再エネ電力調達マッチング事業」
- ② 「省エネコストカットまるごとサポート事業」
- ③ 「中小事業者のための省エネ・省CO<sub>2</sub>セミナー」の案内
- ④ 「太陽光発電及び蓄電池の共同購入支援事業」
- ⑤ 「高機能喚起設備等の導入支援事業（環境省補助金）」の二次公募案内
- ⑥ 省エネ家電買替運動「関西 省エネ家電へチェンジ！」

来年度については、環境省における地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用を視野に入れ、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を展開し、2050年を見据えた「熊取町地域脱炭素ロードマップ」を作成予定である。これにより本町ではどこにどのような再生可能エネルギーの導入が可能であるのかの調査や2030年までに温室効果ガス排出量が2013年度比で46%削減、あるいは2050年までに実質ゼロとなる

にはどのような取組が必要となるのかなどを明らかにするとともに、そのための再生可能エネルギー導入目標を策定する予定である。

今後においても、同様に大阪府と連携しながら住民及び事業所に向けた様々な取組の周知を行うとともに、本町における今後の取組みとして、地元事業所との連携強化についても視野に入れていきたい。

<新規>

#### **(6)再生可能エネルギーの導入促進について**

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

#### **【回答】環境課**

再生可能エネルギーの導入促進にあたっての事業所向け調査コスト・開発リスクに対する各種補助金や技術開発などの支援については、環境省において様々な補助金事業が展開されており、国の補助事業の活用をお願いしたいと考えています。

### **6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【11項目】**

<継続>

#### **(1)交通バリアフリーの整備促進について**

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

#### **【回答】道路課**

本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）及び本町自由通路については、既にエレベーターやエスカレーターを設置しており、これら設備の維持管理費用はそれぞれの施設管理者が負担していることから、財政措置は現在のところ考えておりません。

<継続>

#### **(2)安全対策の向上に向けて**

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、町や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

#### **【回答】道路課**

本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置については、それぞれの施設管理者が負担することになりますが、財政措置等は現在のところ考えておりません。

また、高齢者や障がい者の方への介助については、今後、駅利用者の安全性、サービス低下が認められる場合は、交通事業者に対し、申し入れていきたいと考えています。

<継続>

### (3)キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

#### **【回答】保育課・道路課**

キッズゾーンとは、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために設定するものですが、町立保育所では、国の保育所保育指針に基づき、より具体的な安全対策を講じるため、散歩に出かける前の注意事項や散歩時における保育士の配置方法などを取りまとめた「散歩安全マニュアル」を独自に策定し、園外活動の安全対策に努めています。さらに、町立保育所や民間保育園等においては、散歩コースの再点検と安全確認のほか、交通量の多い散歩コースの見直しなど、ソフト面を中心に対策を講じることで速やかに対応を行っているところです。

また、令和3年1月からは、本町の通学路等交通安全プログラムにおいて、未就学児童の移動経路についても対象とすることとし、その対策についても検討することとしております。

<継続>

### (4)防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、町民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

#### **【回答】危機管理課・生活福祉課**

災害時の避難行動や事前の備えに役立てていただくために、令和3年11月に地震災害、風水害、土砂災害などに関する啓発記事やハザードマップを掲載した「熊取町総合防災マップ」を作成し、全戸配布するとともに、「熊取町地域防災計画」とあわせてホームページに掲載するなど、住民への周知徹底を図っています。

本町において、自主防災組織は町内全39自治会において結成されており、今後、緊急時に自助・共助の活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、各自主防災組織において地区毎の自主防災マニュアルを作成していただけるよう積極的に支援してまいります。また、避難所ごとに避難所運営マニュアルの作成についても、地域住民の方とともに取り組んでまいります。

情報伝達方法については、従前より防災行政無線や緊急速報メール、防災メールを活用しており、加えて令和2年9月からLINEによる情報の提供を行っています。

災害発生時の医療体制は、本町の災害医療センター（永山病院）はもとより、一般社団法人

人泉佐野泉南医師会、一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しており、災害時の体制を一定確保しております。災害発生時のホームページにおける情報提供については、トップページに気象情報や取るべき行動、避難所情報などを目立つよう掲載することとしています。

コロナ等感染症への対応につきましては、「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び国、府の対処方針等に基づき、適切な対応に努めております。

「避難行動要支援者名簿」については、毎年更新を基本としており、避難行動要支援者の具体的な避難支援を計画した「個別計画」についても、要支援者の状況等の内容変更が生じた場合は、申し出があった都度、更新しております。

また、新たに要支援者となった方で、情報開示の同意を得た方は、「個別計画」を作成し、平常時の見守りを避難支援関係者と連携し、支援体制の充実を図ってまいります。

<継続>

#### (5) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

#### **【回答】危機管理課**

本町における災害時の職員体制については、本町の地域防災計画及び災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」に定め、段階的に職員を確保し、非常事態においても適時適切な職員配備の対応に努めているところです。また、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時等の非常時において、各部署が通常業務を縮小し優先すべき業務を明確にしたところで、適切な人員体制及び業務の対応が図られるものと考えおります。

自治体間の連携については、地震発生時において、大阪府から市町村参集緊急防災推進員が本町に配置され、大阪府との連絡調整の業務に従事いただく制度が確保されており、また、平成25年に泉州地域・堺市以南の9市4町で広域的な応援体制の確保について泉州地域災害時相互応援協定を締結しており、毎年堺市が実施している総合防災訓練には本町も参加しているところです。

日常の防災意識の啓発については、自主防災組織連絡協議会や地区の自主防災訓練時において防災行事などを案内して啓発活動に取り組んでおり、災害ボランティアセンターとの連携については、連携体制の強化のため本町の総合防災訓練を通じて推進に努めているところです。

#### **(6) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)**

<継続>

##### ① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みで

あっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

**【回答】危機管理課・水とみどり課**

本町においては、過年度より大阪府と連携し、ため池等を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、2級河川住吉川と雨山川に、河川の水位をリアルタイムで監視できる河川監視カメラを大阪府が整備しております。また、土砂災害警戒区域等における住民の避難行動につきましては、熊取町避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき、引き続き、適切に支援してまいります。

大阪府による浸水・洪水想定区域の公表を踏まえ、令和3年11月に作成した熊取町総合防災マップを町内全戸に配布し、災害危険個所の周知を図ったところで、同マップを活用し更なる防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。

また、従来から大阪府と連携し、ため池や調整池を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、土砂災害の危険箇所がある地区には、地区ごとに周知を行い、あわせて地区住民とともにハザードマップの作成に取り組んでいる。また、土砂災害の防除及び土砂災害発生時の迅速な対応に有効な専門的知識を有する団体と協定の締結を行う。

ため池においても、令和元年7月1日に施行された「農業ため池の管理及び保全に関する法律」により、決壊時に被害を及ぼすため池については、重点ため池に位置づけ、ため池下流への影響が大きいため池から順次ため池の耐震性の調査を大阪府に要望し、町において、その調査結果に基づき、必要に応じた耐震対策に取り組むとともに、ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するとともに、ため池の点検を大阪府と合同で実施している。この他、浸水対策事業として水路改修工事等に随時取り組んでいる。また、森林整備として、災害を未然に防止するため、町所有の町有林の現状や要整備箇所の調査等を行い、計画的な間伐等林地整備に取り組んでまいります。

<継続>

**② 災害被害拡大の防止について**

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、町民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には町民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

**【回答】危機管理課**

本町では、災害時における業務継続計画については、平成30年5月に作成し、ホームページに掲載しているところであり、今後も住民の理解が深まるよう周知を行ってまいります。

また、災害時におけるコロナ対策としては、「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び国、府の対処方針等に基づき、適切な対応を行うこととしております。

**(7) 激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み**

<新規>

### ① 鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

#### 【回答】水とみどり課

土砂・倒木流入や河岸崩壊などの自然災害による鉄道被災に際しては、事業者及び関係機関と連携を図り、早期復旧にむけての対応を行います。

また、鉄道の早期復旧にむけて、事業者や地権者といった関係主体との連携について検討を行います。

<継続>

### (8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について 都市整備部

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

#### 【回答】道路課

公共交通の安全な利用に向けたマナー啓発については、公共交通事業者と協力し取り組んで参ります。

<継続>

### (9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

#### 【回答】道路課・産業振興課・生活福祉課

本町における地域公共交通としては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが3ルート、役場を起点に公共施設を循環するコミュニティバスである「ひまわりバス」が4ルート、それぞれ存在しています。

しかしながら、近年の高齢化の進行によって、「買い物難民」や「ラストワンマイル問題」という課題が顕在化している状況を受け、町全体として公共交通の利便性向上を図る必要があるため、令和3年度に任意の会議体として設置した「熊取町公共交通会議」を法令に基づく会議体へ移行を図り、本町にとってよりよい公共交通の実現に向けた「地域公共交通計画」を策定すべく、同会議においてしっかりと議論をすすめ取り組んでまいります。

交通弱者に対する支援強化について、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等は、地域の実態、ニーズにあわせて、対策を検討して参ります。

なお、介護保険制度や各種サービスが利用できない高齢者の方々を対象として、令和2年10月より熊取町社会福祉協議会において移送サービス事業を開始しており、買い物や通院、公共機関への外出のための移動の支援を行っております。

<継続>

#### **(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて**

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

#### **【回答】 下水道課**

水道事業につきましては、令和3年4月1日から大阪広域水道企業団と統合し、現在は「大阪広域水道企業団熊取センター」として、水道事業を行っており、運営主体が町ではなくなっていることから、本町から今回のご要望に対して、具体的な回答を行うことはできませんので、ご理解をよろしくお願いします。

### **7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【12項目】**

#### **(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について（★）**

<継続>

##### **① 医療提供体制の強化について**

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

#### **【回答】 健康・いきいき高齢課**

大阪府におけるコロナ患者に対する病床については、まん延時においても対応が行えるよう一定確保され、感染状況に応じた病床の活用が行われておりますが、今後の感染状況の悪化等による病床のひっ迫や新たな感染症による緊急時の人材確保等については、必要に応じ大阪府への要望等を行います。

<継続>

##### **① 感染者受け入れ体制の強化について**

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

#### **【回答】 健康・いきいき高齢課**

宿泊療養施設等の運用及びその安全管理等については、保健所を含む大阪府において対応されているところです。町としての役割については、感染予防に係る情報発信や啓発、また、ワクチン接種の体制整備から実施までを役割として現在取り組んでいるところです。

<継続>

## ② PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にすること。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

### 【回答】健康・いきいき高齢課

現在、大阪府では、「高齢者施設等従事者定期PCR検査」や症状のある方への検査する「スマホ検査センター」、また、昨年12月24日から実施されているPCR検査等の「無料検査事業」が実施されているところでございます。また、症状のある方については、かかりつけ医もしくは新型コロナ受診センターにご相談いただくことで、必要に応じ検査が受けられる体制が整備されています。

本町においては、まん延時におけるひっ迫したPCR検査（行政検査）の緩和と町内事業所等のクラスター発生時における検査を実施することでの住民の不安の軽減を図ることを目的とし、町内大学との連携協定により大阪府及び町の補助金を活用し、町内大学に検査体制の整備を構築し、PCR検査【熊取モデル】とし実施しています。この検査体制をもって検査が必要な方、また、感染が不安な方へのPCR検査を迅速に対応できるよう取り組んでいるところです。

<新規>

## ③ 感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

### 【回答】健康・いきいき高齢課・産業振興課

マスクやガウン、手袋などの感染予防資材については、国から各機関への支援用の資材として配布されており、資材不足等が発生した場合など必要に応じ配布しているところです。

国、大阪府、商工会等の関係機関との連携を図りながら、支援内容についても検討して参ります。

<新規>

#### ④ 緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、町民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

##### 【回答】健康・いきいき高齢課

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う大阪府からの要請に従い、各方面への感染対策について、文書及び町ホームページや LINE 等において周知啓発を行っています。

#### ⑤ ワクチン接種体制の強化について

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と町民に対する正確な情報提供を行うこと。

##### 【回答】健康・いきいき高齢課

ワクチン接種の推進については、国の方針に基づき円滑に接種が行えるよう町内協力医療機関と密に連携を図り進めているところでございます。接種の推進における課題等については、大阪府のワーキングや町村長会を通じた要望において、必要に応じ行っているところです。

また、副反応情報や接種に関する必要な事項については、できる限り接種される方へ発信できるよう接種券の発送時や町ホームページ等を活用し情報提供しているところです。

<新規>

#### ⑥ 保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健センターに求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。

##### 【回答】健康・いきいき高齢課

本町における保健所機能は大阪府の管轄となります。

<継続>

#### ⑦ 感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く町民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く町民に対する啓発活動を行うこと。

##### 【回答】人権・女性活躍推進課

新型コロナウイルス感染症やコロナワクチンに関連する人権への配慮については、町広報紙、ホームページ、人権啓発紙、ポスター、チラシ等において広く周知をおこなっているところです。

今後も、コロナ差別をなくすために、あらゆる機会を通じて啓発・周知を継続しておこなってまいります。

## (2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

<新規>

### ① 雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

#### 【回答】産業振興課

国の動向や新型コロナウイルス感染症の影響の状況など、情報収集に努めつつ、特例措置の継続や、財源についても要望して参ります。

<新規>

### ② 新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

#### 【回答】産業振興課

国、大阪府等の関係機関からの情報収集に努め、企業や町民へ積極的に周知して参ります。

<新規>

### ③ 生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

#### 【回答】生活福祉課

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている「ひとり親家庭」への支援については、国の実施する子育て世帯生活支援特別給付金を始め、町単独事業として実施した地域振興券の交付に併せ、ひとり親世帯に対し1万円分の地域振興券を追加で交付しております。

岸和田子ども家庭センターで実施しております住居確保給付金や、熊取町社会福祉協議会で受付を行っている緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付につきましては、町ホームページでの周知など支援が必要な方に新しい情報が届くよう努めてまいります。

<新規>

#### ④ 事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

##### 【回答】産業振興課

国、大阪府等の関係機関からの情報収集に努めつつ、新たな支援制度や補助金の創設なども要望して参ります。

### 8. 大阪南地域協議会独自要請【3項目】

#### (1) 国庫補助金が打ち切られた後の各自治体における財政状況について

コロナ禍における低迷業種へのコロナ収束後の経済支援について、新型コロナに伴う国庫補助金が打ち切られた後の各自治体の考え方について回答いただきたい。

併せて各自治体における財政状況について、連合大阪南地域協議会「首長との政策懇談会」において報告をいただいたが、今後の展望を示されたい。

##### 【回答】企画経営課・財政課

国の対策に先駆け「熊取町版緊急生活・経済支援」として、令和2年度及び令和3年度は本町において厳しい状況に置かれた住民への独自支援策を実施し、令和4年度についても国・府の地域経済・生活支援メニューとの重複を避けつつ、引き続き支援を検討いたします。

また、本町の財政状況については、「首長との政策懇談会」においてご報告させていただいたとおり、地方交付税や臨時財政対策債等、地方財政対策に頼らざるを得ない状況であり、予算編成上、多額の基金繰入が生じ、非常に厳しい財政状況と言えますが、必要な経済支援等について、今後も適切に取り組んでいくことができるよう、第3次行財政構造改革プランに基づき、行財政改革に取り組むとともに、更なる財源の確保及び経費の抑制に努めてまいります。

#### (2) 若年女性（子育て世代）の減少（流出）に対する各自治体の政策について

大阪南地域管内の各自治体において、これまでも積極的に人口減少対策を講じられていると思われるが、とりわけ、若年女性（子育て世代）の減少（流出）が見受けられる。今後の展望（人口減少に歯止めをかけなければ自治体の存亡危機に関わるという認識）をどのように考えておられるか伺いたい。

また、現在の具体的政策として下記の各制度について、実施状況を伺いたい。

①妊産婦への助成制度 ②子育て支援制度 ③子ども医療助成制度 ④定住促進制度

更に、男性育児支援策について、啓蒙活動、相談コーナー設置等についても、実施状況を伺いたい。

##### 【回答】企画経営課・子育て支援課・保険年金課

人口減少につきましては本町のみならず日本全体で進んでおり、本町の人口だけを増加

させることは現実的ではなく、減少した人口規模に応じて行政規模も縮小するといった持続可能なまちづくりの視点も中長期的に見て重要になってくるものと考えています。そういった状況も念頭に置きながら、構造転換にいたるまでの短期的な個別施策として三世代近居等支援や社宅誘致支援を進めている状況です。

ただし、現時点において不変の方向性としましては、これまで着実に積み上げてきた充実した子育て・教育施策などの施策に磨きをかけ、若年世代に選び続けてもらえるようしっかり取り組むことにより、転入・定住につなげ、ひいては人口減少時代の中においても持続可能なまちとして次世代に引き継いでいきたいと考えています。

妊産婦への助成制度については、妊婦健診について令和3年度から多胎妊婦への助成を拡充して実施していることに加え、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査等についても充実を図りながら実施してきています。

また、母子健康手帳交付時には保健師が全数面接し、きめ細やかな相談体制を実施していることと併せ、父子手帳の配布やプレママ教室・産後の親学習講座や相談事業への父親参加を案内するなど、男性の育児支援についても推奨しているところです。

子育て支援施策の中の子育て支援課所管事業については、地域子育て支援拠点事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、妊婦健診、他、母子保健事業においても相談や教室等多岐にわたる事業を実施しているところです。

また本町は、行政と団体とが連携・協働しながら事業を実施している経過があり、親子で気軽に遊びに出かけることができる「地域子育て支援拠点」は2箇所（ぷらっつ、であいのひろば）、ファミリーサポートセンター、府内でも実施市町村が限られている「家庭訪問型子育て支援、ホームスタート事業」、いずれもNPOへ委託して実施しており、町と各事業所とが連携をとりながら、地域の子育て支援事業の充実に向け取り組んできました。今後も、それぞれで事業を円滑に運営することと併せ、子ども・子育て会議等で進行管理しながら、まちぐるみの子育て支援施策を推進し、子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。

子ども医療費助成制度については、現在、中学校卒業年度末までを対象に、入院（食事療養費を含む）・通院ともに所得制限を設けず助成を行っておりますが、現制度を維持継続しながら、国・府・近隣自治体の今後の動向にも注視してまいります。

#### ④定住促進制度

##### （1）三世代近居等支援（令和3年度から5年度まで）

令和3年4月1日から課税免除方式から補助金形式へ制度改正。

諸要件を満たした場合に、申請により補助金10万円を一律1回限り支給。

令和4年1月26日時点の申請状況 45件。

##### （2）社宅誘致支援（令和3年度から5年度まで）

令和3年4月1日から要件の一つである「社宅等の確保数」を3戸から1戸へ制度改正。

令和4年1月26日時点の事前申請状況 0件。

#### (3) ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について

ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について、各自治体において様々な取り組みがなされているが、料金の値下げ等の努力をされているか、回答いただきたい。

また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」（ゴミ出しが出来ない高齢者・障がい者

などへの支援策)等、サービスの拡充がなされているのか伺いたい。

**【回答】環境課**

本町の可燃ごみは平成21年度から指定袋制を導入しており、需要が高いサイズとして現行の20ℓ、45ℓの2つのサイズを採用しています。45ℓの指定袋の販売価格は近隣市町の20ℓ袋と同額の1枚20円、20ℓの指定袋は近隣市町の10ℓ袋と同額の1枚10円としています。

指定袋制を導入後に減少した可燃ごみ排出量が、今後増加傾向に転ずるような場合や、行財政改革によりやむなく歳入増を図る必要が生じる場合には販売価格の変更について検討を行います。近隣市町との価格と比べても低い価格設定となっておりますので、現状はこのままの価格で販売したいと考えております。

また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」ですが、現在可燃ごみの玄関先までの戸別収集は実施しておりませんが、様々な事情によりごみ収集場所までのごみ排出が困難な方へは、収集作業に支障のないことを確認したうえで、ごみ収集場所をお困りの方宅付近に移動・増設するなど、ご相談いただいた際に臨機応変に対応しております。

なお、本町では自分で粗大・不燃ごみを運び出せない、高齢者のみの世帯の方や、障がいがある方の世帯の方を対象に運び出しをサポートする制度を創設しています。

## 9. 泉南地区協議会独自要請【1項目】

### (1) 広域幹線道路の整備について <継続>

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線として、地域の連携と活性化を支え大阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時においても広域的な緊急輸送ルートとなるなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、早期整備に向けて取り組まれない。

また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道170号線について、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組まれない。

**【回答】まちづくり計画課**

泉州山手線については、平成27年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、これまでも泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきており、令和3年8月にも、事業主体である大阪府に対して、要望活動を行いました。令和2年度には、大阪府都市整備中期計画において、(都)貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの区間が位置付けられ、事業着手されていますが、大阪外環状線までの早期事業着手の要望を引き続き行ってまいります。

また、国道170号(大阪外環状線)についても慢性的な渋滞解消を図るべく、大阪府に対して4車線化の早期事業着手要望を行っており、大阪府からは、現在事業中の(都)大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手するとの考え方が示されており、引き続き、大阪府と4車線整備の進め方について検討してまいります。